

木村式自然栽培勉強会@山梨 規約

(名称)

第1条 本会は、木村式自然栽培勉強会@山梨（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、農業者が木村式自然栽培（以下「自然栽培」という。）を学ぶことが出来るように勉強会を実施し、山梨県における自然栽培技術を向上させることを目的とする。

（木村式自然栽培とは、農薬や化学肥料を一切施用せず、有機肥料等も施肥目的で施用しない栽培の事を言う）

さらに、会員同士の情報交換と交流の場としてのコミュニティ機能を維持することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 自然栽培の技術習得希望者に対する勉強会。

(2) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(構成員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人（農業者、流通業者、小売店、生活者、その他）の会員により組織する。

(会員)

第6条 本会は、正会員（以下「会員」という。）によって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは入会申込書を会長に提出し、会費の納入を持って会員とする。

(会費)

第8条 会員は年初に定められた年会費を納入しなければならない。

2 年会費の納入は現金納入とする。

3 途中退会となるものに納入済みの年会費は返還しないものとする。

(届出)

第9条 会員は、その氏名、住所、連絡先に変更があったときは、遅滞なく事務局にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第10条 退会はこれを妨げない。また本会に著しい危害等を加えた場合もしくは、その恐れがある場合、総会の議決を経て退会させることができる。

(役員の数及び選任)

第11条 本会の運営を円滑にするために次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 運営役員 10名以内
- (5) 監査 2名

2 会長は、会員から選出するものとし、総会において選任する。

3 事務局長、会計及び運営役員は、会員から選出するものとし、会長が指名する。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

2 事務局長は、本会を円滑に運営するため諸事務を行う。

3 会計は、本会の会計を処理する。

4 運営役員は、本会を円滑に運営するため、会長、事務局長及び会計を補佐し、本会の目的達成のために必要な事業を遂行するための職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前項の規定に関わらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第14条 本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、その総会開催日の20日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(監査)

第15条 監査は、次にあげる業務を行う。

- (1) 本会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- 2 監査は、会員から2名を選出するものとし、総会において選任する。

(顧問)

第16条 本会の目的達成のため顧問を置くことができる。

- 2 顧問の人数は定めず、役員会で協議の上、選任するものとする。

(役員会の構成等)

第17条 本会の業務を円滑に行うため、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長及び事務局長、会計、運営役員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、議長を務める。

(役員会の権能)

第18条 次の各号に掲げる事項は、役員会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 役員を選任、解任に関すること。
 - (4) その他、役員会において必要と認められた事項に関すること。
- 2 役員会において、前項(1)号にあっては総会開催の直前に、(2)(3)及び(4)号にあっては必要に応じて協議する。
- 3 役員会の開催が不可能な場合は、会長は、書面によりすべての役員の見解を聞き、あるいは表決を得ることにより、役員会の開催に代えることができる。

(総会)

第19条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席を以って成立するものとする。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は会長あるいは会長が選任した会員が務める。
- 5 通常総会は年1回、事業年度終了後すみやかに会長が招集する。
- 6 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第17条(3)号の規定により監査が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認められたとき。
- 7 総会の議決は出席した会員の2分の1以上の人数を持って決するものとする。
- 8 やむを得ない事由により総会に出席できない場合は、他の会員を代理人として表決を委任できる。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資金)

第21条 本会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 資産により生じる収入
 - (4) 寄付金及び助成金
 - (5) その他の収入
- 2 本会の資産は会長が管理する。

(規約の改廃)

第22条 本会規約は総会の議決により改廃される。委任状を含め、審議決定は会員の2分の1以上の賛成による。

(個人情報)

第23条 個人情報は漏洩することなく厳重に管理する。

(附則)

平成23年3月24日制定

平成25年1月23日改定

平成28年1月14日改定

平成29年3月18日改定